
「対アフガニスタン・イスラム共和国」国別援助方針（案）に対する要望書

2012年11月16日

2012年7月に開かれたアフガニスタン東京会合に参加した日本のNGOは、アフガニスタンの国別援助方針に関して以下を要望します。

「1. 援助の意義」について

- ・援助の意義は、「その国の人びとへ」の視点を持つことが重要である。対アフガニスタンにおいても、援助を行うことが、荒廃してしまったアフガニスタンの人々の安全や発展に資するという本来的な意義を明記すること。

「2. 援助の基本方針（大目標）」について

- ・東京会合では外国軍撤退後の「変革の10年」（2014年-2014年）における国際社会とアフガニスタンのパートナーシップがうたわれた。同様に、国別援助方針においても「10年」を通じた長期的視点からの方針を明記すること。
- ・アフガニスタンの治安と不安定の課題の根本的原因として貧困問題がある。大多数の人々が貧困状態に置かれたアフガニスタン社会の中で、貧困削減の観点から援助の具体的な取り組みを導き出すことが重要であり、貧困削減を基本方針の中に明確に位置付けること。
- ・基礎的社会サービスの供与、人権（女性・子どもの権利を含む）の保障、格差の解消についても、アフガニスタンにおける重要な課題であり、「万人の人権が尊重」されるよう基本方針として明記すること。
- ・2012年7月の東京会合において、援助にあたっての最も重要な枠組みとして定められた「東京フレームワーク」を、基本方針の中に位置づけること。

「3. 重点分野（中目標）」について

- ・法、体制整備、そしてそれを支える税制度支援などの具体的な事業計画を通して、アフガニスタン政府が自立した形で責務を果たすための支援をすべきである。
- ・女性などの社会的脆弱層への暴力などの犯罪の根絶に向けて女性警察官の増加や被害者のためのシェルターや法的支援へのアクセスの確保などに向けた支援を行うべきである。
- ・アフガニスタンの平和と安定のためには、元兵士が社会に復帰するための支援が必要と思料するが、これを具体的な事業計画に反映するためには、これまでの Afghanistan Peace and Reintegration Program (APRP) の検証を行い、真にタリバン兵士が武装解除し除隊して、地域社会における治安や汚職の懸念材料となることなく社会統合できるためのしっかりしたプログラムを執行することが必要である。
- ・人口の7割近くを占める若年層（25歳以下）に広く雇用機会を創出すること、そのための教育や職業訓練が貧困問題や治安改善に寄与することを留意し、事業計画への反映が必要である。
- ・農業国であるアフガニスタンにおいて、農地の水路整備は大きな課題であり、事業計画に反映すべきである。
- ・高度な専門性をもつ人材のみならず、地域に密着して活動するコミュニティ・ヘルス・ワーカーなど、よりコ

コミュニティに近い人材の育成、さらに中央省のみならず県レベル・郡レベルの人材育成と、その役割分担・体制整備の支援にも言及し、事業計画に反映すべきである。

- ・ 貧困削減、基礎的社会サービス供与、人権保障、格差是正、ガバナンス向上の分野は互いに密接に関わり、相補性を有していることに言及した上で、貧困削減や基礎的社会サービス分野（保健・教育など）に対して十分かつ予測可能かつ長期的な資金供与を行うこと、基礎的社会サービスへのアクセスや女性・子どもの権利を含む人権を重視すること、脆弱層（障がい者、避難・帰還民、少数民族など）への支援に焦点を置くこと、またこうした支援が効果的に実施されるためにも腐敗防止を含む行政能力強化等のガバナンス向上支援が必要であることへの言及と事業計画への反映が必要である。

「4. 留意事項」について

本方針の策定にあたっては、以下の点に合意するべきである。

援助効果とドナー協調：

- ・ 効果的な援助を行うために、他のドナーとの協調・調整を行い、重複の回避、プロセスの簡素化、柔軟性の向上、透明性の向上などを図るべきである。また、腐敗防止の行政能力効果を支援することを言及すべきである。

市民社会組織との連携強化：

- ・ 支援方針および計画の形成・実施・評価の各プロセスにおけるアフガニスタンおよび日本の市民社会組織との連携を推進、また、連携のための市民社会の能力強化を支援することを表明すべきである。National Solidarity Program (NSP) や Basic Package for Health Service (BPHS) に見られる政府・ドナー・NGO の3者連携のスキームの検証も含め、革新的なプログラムや、コミュニティの能力強化・参加促進、モニタリングやアカウンタビリティ向上、調査等にNGOの専門性や知見を活用していくことも言及すべきである。また、アフガニスタンおよび日本の市民社会との政策対話、協議を強化するための新たな支援スキームの創設、事業実施面の連携強化のための、草の根支援無償やNGO連携支援無償、ジャパン・プラットフォームを通じた支援の拡充を表明すべきである。

援助計画・事業の評価：

- ・ 本国別援助方針ならびに日本による援助プログラム・プロジェクトの評価を定期的に行うこと、また評価プロセスへの市民社会の関与を保証することを表明すべきである。

環境・社会配慮：

- ・ 採掘産業を含むインフラ整備支援、民間セクターからの投資を促すための支援が、人権、社会、環境、持続可能な開発に悪影響をもたらさないように配慮し、他国とも協力していく旨、明記すべきである。

本方針の策定プロセスについて

- ・ 本方針の案の段階で、本方針にアフガニスタンのCSOの声が反映されるように、彼ら・彼女らと本方針案についての協議・対話の場を開くべきである。

団体名(50音順)：

AAR Japan (難民を助ける会)、ADRA Japan、カレーズの会、ケア・インターナショナル ジャパン(CARE)、ジェン(JEN)、シビルソフィア (CS)、シャンティ国際ボランティア会(SVA)、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)、チャーチ・ワールド・サービス(CWS)、日本国際ボランティアセンター(JVC)、日本国際民間協力会(NICCO)、ヒューマンライツ・ナウ (HRN)、ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)